

令和3年第7回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年4月8日(木) 午後6時～
早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

議案第29号	選挙人名簿から抹消する者について	・・・ P.1
議案第30号	在外選挙人名簿に登録するものについて	・・・ P.3
議案第31号	福岡県知事選挙における開票立会人の決定について	・・・ P.5
議案第32号	福岡県知事選挙における開票立会人の選任について	・・・ P.6
議案第33号	福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の 変更に関する専決処分について	・・・ P.7

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について	・・・ P.8
期日前投票の状況について	・・・ P.8

議案第29号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年4月8日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 261 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 104 人 |
| | 転出者 | 157 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年4月8日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(参 考)

1 死亡者

令和3年3月24日から令和3年4月7日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和2年11月24日から令和2年12月7日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	53	51	104
転出	84	73	157
誤載	0	0	0
合計	137	124	261

議案第30号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年4月8日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和3年4月8日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	第2回 (R3.2.19現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.4.8)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	43	1	0	0	0	1	44
女	73	0	0	0	0	0	73
計	116	1	0	0	0	1	117

議案第31号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和3年4月8日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

別紙のとおり

【議案の根拠】

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、その選挙の期日前3日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同1人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、3人以上開票立会人となることはいできない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることはいできない。

議案第32号

福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和3年4月8日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

別紙のとおり

【議案の根拠】

- ・公職選挙法第62条第8項の規定による。

公職選挙法第62条第8項 第2項の規定による開票立会人が3人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに3人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に3人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて3人以上選任することができない。

議案第33号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分
について

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月8日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

別紙のとおり

【議案の根拠】

- ・地方自治法施行令137条第2項の規定による。

地方自治法施行令137条

- 1 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。
- 2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第8回	臨時 (投・開票日)	4月11日(日)	午前10時	早良区役所 応接室
第9回	定例	4月20日(火)	午前10時	
第10回	定例	5月20日(木)	午前10時	早良区役所 中会議室

○ 期日前投票の状況について

※開票所への参集

日 時 4月11日(日) 午後8時30分
場 所 福岡市立早良体育館(早良区四箇六丁目17番6号)